韮崎市新体育館及び市営総合運動場整備・運営事業

実施方針等に関する個別対話への回答

令和 3 年 12 月

韮　崎　市

韮崎市営新体育館及び市営総合運動場整備・運営事業 実施方針等に関する個別対話結果

令和3年12月1日

No.	議題	資料名	頁	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
1	自主事業の実施方針作成・提出時期	実施方針	7頁	第1章・第1節 9～11 自主事業について 提案施設について 付帯施設（付帯事業）について	事業期間全体における自主事業実施方針の提出は、提案書提出前ではなく、事業者決定後に提案内容を具体化した内容を提出すればよいのでしょうか。 また、提案施設・付帯施設（付帯事業）について、事前協議期間（協議開始時期）および協議先となる市関係課等をご教示頂けますでしょうか。 （具体的には、提案期間中の個別対話にて提案内容に関し、市との協議により同意を得ることとの理解で宜しいでしょうか。また、韮崎市教育課様以外の市関係課をご教示頂けますでしょうか。）	前段：お見込みのとおりです。 後段：令和4年5月に実施予定の個別対話までに施設内容をご提示ください。協議先は教育課となります。
2	施設整備業務費に係る消費税及び地方消費税の支払いについて	実施方針	7頁	第1章・第1節 12・(1)・ア 設計・建設・工事監理業務の対価	建設・工事監理対価の一部を割賦払いではなく一時的にお支払い頂ける際には、当該一時払いに対する消費税及び地方消費税だけでなく、設計業務費を除く施設整備業務全体に対する消費税及び地方消費税も一括して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する事業契約書（案）をご参照ください。
3	設計・建設・工事監理業務の対価	実施方針	8頁	1項目	「～設計業務に係るサービスの対価は完了払とし、建設・工事監理業務に係るサービスの対価は完了払により支払う。」とありますが、業務完了時に一括払いではなく、着手金、年度払いなど業務進捗に応じた適正な対価の支払を要求することは可能でしょうか。	設計業務に係るサービスの対価は完了払とし、建設・工事監理業務に係るサービスの対価は出来高年度払及び完了払により支払います。 要求水準書を修正します。
4	光熱水費の取扱い	実施方針	9頁	第1章 第1節・14 光熱水費の負担	「維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、事業者が負担する。」とありますが、3年間程度は実績清算を行い、それ以降は3年目金額等で固定する方法は取れませんでしょうか。 また、事業者による光熱水費の見積に際し、基準となる数値をお示し頂くことなど、ご検討頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
5	構成企業・協力企業の定義の確認	実施方針	14頁	第1章・第3節 1・(1)(2) 入札参加者の構成	構成企業・協力企業の位置付けとしては、以下の通りの理解で宜しいでしょうか。 構成企業：SPCへ出資を行い、かつ当該SPCから直接業務を受託する企業 協力企業：SPCへの出資は行わず、当該SPCから直接業務を受託する企業 また、SPCへ出資を行う企業で、例えば、「SPC管理・運営業務」等、要求水準書に定義の無い業務を当該SPCから直接業務を受託する企業は、構成企業に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：お見込みのとおりです。

令和3年12月1日

No.	議題	資料名	頁	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
6	建築設計・土木設計の設計者を分けたい	実施方針	15頁	第2章 第3節・2・(1) 設計業務を行うもの	今般の事業の設計業務は、新体育館等の建築物を設計する業務と、敷地造成等の土木工事の設計をする業務があります。これらを担当する者を、それぞれ建築設計業務を行う者と土木設計業務を行う者とで独立した体制とすることは可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	建築工事監理・土木工事監理の工事監理者を分けたい	実施方針	15頁	第2章・第3節 2・(3) 工事監理業務を行うもの	今般の事業の工事監理業務は、新体育館等の建築物の工事監理を行う業務と、敷地造成等の土木工事の工事監理を行う業務があります。これらを担当する者を、それぞれ建築工事監理業務を行う者と土木工事監理業務を行う者とで独立した体制とすることは可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	新体育館敷地条件の確認	実施方針	22頁	第4章・第1節 立地に関する事項	現時点で予定される敷地について、具体的な敷地境界・範囲、高低差、地盤、インフラ等を示す図面資料等について、可能な限り早期の公表をご検討頂けないでしょうか。 加えて、上記敷地に関する資料を、民間企業の申込等により、市役所窓口等にて閲覧させて頂く等の措置をご検討頂けないでしょうか。	前段:測量等作業中のため可能な限り早期の公表に努めます。 後段:今年の12月末の完了を目処に現地の測量調査を実施しており、完了し次第、閲覧資料として開示ができる見込みである。敷地境界図についても、できるだけ閲覧資料として開示できるよう調整します。
9	事業用地の購入時期に関わる増加費用等	実施方針	22頁	立地に関する事項	・基本協定締結後、直ちに本施設の事業用地の調査を実施したいところだが、令和5年6月に市が事業用地を購入するまで事前調査業務等を実施することができない。 ・事業用地を調査した結果、提案した計画から設計変更が生じた場合、これに伴う増加費用の負担や本施設の引き渡しの延期(工期の延長)は認められるか。	内容によっては土地購入前に調査を行うことは可能と考えますが、協議には応じます。
10	敷地	実施方針	22頁	4項目	敷地面積欄に「建築基準法上の敷地範囲は中央公園を含む一敷地となり、敷地面積は約 115,779 ㎡となる計画である」とあります。本施設予定地の北側に道路がありますが、飛び地による一敷地になるとお考えでしょうか。	要求水準書を修正します。
11	敷地	実施方針	22頁	4項目	当該敷地への隣接道路からの接続について、対象とする道路、車道の切り開き個所数に指定はありますか。	市としての指定はありませんが、関係機関との協議によります。

令和3年12月1日

No.	議題	資料名	頁	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
12	インフラ	実施方針	22頁	4項目	敷地面積欄に「建築基準法上の敷地範囲は中央公園を含む一敷地となり、敷地面積は約 115,779 ㎡となる計画である」とあります。受電、浄水、下水等において、一敷地、一引き込みを原則とされることが多いのですが、本施設も既存中央公園側内を経由した引き込みになると考えてよろしいですか。	インフラ事業者等との協議によります。なお、敷地への下水本管の敷設は市側で行います。
13	調整池の維持管理について	実施方針	25頁	中央公園内 施設概要	中央公園内の「調整池」が維持管理の対象として含まれますが、維持管理上で必要な業務、配慮が必要な事項等があれば確認させていただきたい。	整備以来、特別な維持管理作業は行っていないので、本事業では定期保守点検は行い、異常があれば市と修繕内容や費用を協議になります。
14	基本計画改訂版 概算設計価格	要求水準書（案）	1頁	第1章・第2節 本事業の目的	「本事業は基本計画【改訂版】を踏まえて実施するもの」とする点に関して、この基本計画【改訂版】P14に示される概算事業費につきまして、以下の点をご教示頂けますでしょうか。 ①基本計画【改訂版】P14に示される「概算設計価格（新体育館建設費用：29億円、既存体施設解体費用：3億円、市営総合運動場（韮崎公園）整備費用：3億円、設計及び工事監理：4億円）」は何れも、税抜き表記と理解して宜しいでしょうか。 ②基本計画【改訂版】では「今後調査を進め、算出します。」としている「各種備品購入費用」や「新体育館用地造成費用」について、想定額をお示し頂くことは可能でしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②事業費については入札公告時に公表される資料をご参照ください。
15	自主事業、提案施設の運営、付帯施設（付帯事業）の位置づけの違い	要求水準書	7頁8頁	本事業の概要	・「自主事業」「提案施設の運営」「付帯施設（付帯事業）」の解釈の確認 【確認項目】 ①実施可能な事業内容 ②実施場所 ③行政財産使用料の設定・考え方 ④利用料金の考え方 ⑤維持管理・運営費用の考え方（サービス対価の対象か又は独立採算か）等	①本事業の目的に即し、集客力や魅力の向上に資する内容です。 ②自主事業：本施設、総合運動場及び中央公園 提案施設：本施設 付帯施設：本施設、総合運動場及び中央公園 ③目的外使用及び付帯事業に係る部分で使用料を徴取します。 ④要求水準書P21～23に記載のとおりです。 ⑤提案施設の維持管理・運営費用はサービス対価を支払います。自主事業及び付帯施設は独立採算事業です。

令和3年12月1日

No.	議題	資料名	頁	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
16	付帯施設の用地の考え方	要求水準書	8頁	付帯施設（付帯事業）について	「本施設等と付帯施設は分棟を基本とし、1敷地1建物の原則に配慮して計画すること。」に対しての確認 【確認項目】 ①1敷地1建物の原則に配慮とは、敷地を分筆することか。または一団地認定によるものか ②付帯施設の用地を分筆した場合も、都市公園の指定地域となるのか。 ③土地の分筆により、付帯施設用地が都市公園以外の地域となった場合も、土地の使用料は同額か。 ④付帯施設用地は前面道路の接道は必須か ⑤付帯施設用地のインフラ接続（電気、上下水道等）は、単独の敷地としての整備が必要か。または、本施設からの分岐・共有は可能か ⑥土地の分筆が必要となった場合の費用は市の負担か ⑦その他、付帯施設の用地の設定について条件や制約はあるか ⑧都市公園等の条件により、建築面積に関する上限がある場合はご提示いただきたい	①原則として分筆を想定します。 ②都市公園の指定範囲となります。事業者の方で関係機関と協議してください。 ③お見込みのとおりです。 ④必須となります。 ⑤敷地内への引込は市側で実施しますが、インフラ事業者等との協議によります。 ⑥事業者にて負担してください。 ⑦本施設等の機能性・安全性等を損なわないよう配慮してください。 ⑧本施設と同様です。
17	予定価格の公表	要求水準書（案）	11頁	第2章・第2節・1 募集及び選定スケジュール 入札の公告、入札説明書の公表	令和4年1月上旬公表予定の入札説明書等では、予定価格（入札価格の上限額）が公表されるとの理解で宜しいでしょうか。 設計・建設・維持管理・運営にて横断的に柔軟な提案コストの検討が可能となる様、予定価格につきましては事業費全体額のみの表記とすることを検討頂きたく存じます。	お見込みのとおりです。
18	新体育館竣工・引渡し日と開業準備期間に係る条件の確認	要求水準書（案）	14頁	第1章・第5節・10 事業スケジュール（予定）	本施設の開業準備業務のうち、本施設の設計・建設期間完了前（令和7年7月末日）となる令和7年3月1日から同年7月末日までの業務は、本施設の引渡し有無に関係なく履行可能な役務提供業務の実施が求められているものであり、本施設の引渡し（請負業務の完了）を令和7年2月末日に求めているものではないことを確認させてください。 ※【別紙、スケジュール確認補足資料参照】	お見込みのとおりです。
19	既存施設の解体撤去着手可能時期	要求水準書（案）	14頁	第1章・第5節・10 事業スケジュール（予定）	事業契約締結日以降、令和8年1月末日以前であれば、既存施設の解体撤去については、任意の時期に着手できるとの理解で宜しいでしょうか。開催を予定しているイベントがある等、事業契約締結日以降であっても、既存体育館の解体・撤去着手が認められない期間がある様でしたら、ご教示頂けます様、お願いいたします。 ※【別紙、スケジュール確認補足資料参照】	既存体育館の解体・撤去工事の着工日は、本施設の運営開始日（プレオープン）以降となります。既存プールの解体・撤去工事の着工日は、事業者の提案によります。

令和3年12月1日

No.	議題	資料名	頁	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
20	総合運動場の工程検討条件の確認	要求水準書（案）	14頁	第1章・第5節・10 事業スケジュール（予定）	「総合運動場は令和7年9月1日までに運営開始できるよう施設整備を行うこと。」とありますが、一方で、総合運動場施設整備期間は「事業契約締結時～令和8年3月末」、芝生養生期間は「令和8年7月末までとする」、解体・撤去期間は「令和8年1月末日以前で事業者が提案した日」となっております。 このことから、総合運動場では、施設整備対象外であるグラウンドやテニスコートは令和7年9月1日までに運営開始することを必須としており、芝生広場等の施設整備対象となっている施設は、令和7年9月1日以降に順次供用開始とすることを、ご想定されているとの理解で宜しいでしょうか。 また、仮に、令和7年9月1日までに、既存体育館の解体・撤去を完了した上で、芝生広場の養生期間を十分に確保できた場合、当該日から、芝生広場も含めた総合運動場全体の供用開始を提案することは、可能との理解でよろしいでしょうか。 ※【別紙、スケジュール確認補足資料参照】	前段：お見込みのとおりです。 後段：既存体育館の解体・撤去工事の着工日は、本施設の運営開始日以降となります。
21	総合運動場・中央公園の維持管理期間・運営期間の差異に関する考え方の確認	要求水準書（案）	14頁	第1章・第5節・10 事業スケジュール（予定）	総合運動場・中央公園について、維持管理期間は「令和7年4月1日～令和27年3月末日」、運営期間は「令和7年9月1日～令和27年3月末日」と業務開始始期に違いがありますが、令和7年4月1日～令和7年8月末日までの期間は、事業者にて維持管理を行い、市にて運営を行うとのことでしょうか。 また、仮に令和7年4月1日～令和7年8月末日までの期間、総合運動場にて工事を行っている場合は、当該範囲の維持管理費を計上する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。 ※【別紙、スケジュール確認補足資料参照】	前段：お見込みのとおりです。 後段：工事を行っている部分についてはお見込みのとおりです。
22	プレオープン期間の利用料金等の取扱い	要求水準書（案）	14頁	第1章・第5節・10 事業スケジュール（予定）	運営開始日が、本施設：令和7 年9 月1 日（プレオープン） 令和7 年10 月10 日（開館式典、本オープン）になっていますが、9月は無料開放等の予定でしょうか。 ※【別紙、スケジュール確認補足資料参照】	希望としてはお見込みのとおりですが、利用料金の徴取は可能です。 事業者の提案によります。

令和3年12月1日

No.	議題	資料名	頁	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
23	避難所となった場合の費用負担について	要求水準書	17頁	立地条件 本施設	本施設を災害時における避難所として指定する想定とのことですが、維持管理運営期間中に本施設が避難所となった場合、本施設が避難所になることによる損害、増加費用について合理性が認められる範囲で市が負担する旨、要求水準等に明記いただけないでしょうか。	入札公告時に公表する事業契約書（案）をご参照ください。
24	新体育館の使われ方の確認	要求水準書（案）	44頁	第2章・第2節・1 本施設	実施方針から「市の内外から訪れる多くの利用者がいつでも身近で気軽にスポーツを楽しむことのできる新しい公共施設として、整備するものである。」としていることから、本施設は、プロスポーツ利用より市民利用に重きを置いた体育館と認識しております。 一方で、「プロスポーツリーグ等の試合開催等が可能な施設が望ましい。」との記載もございますが、このプロスポーツが可能な施設とする上で、市として、どの様な体育館にしたいのか（在り様・機能・仕様・グレードなど）をご教示下さい。 また、市が想定するプロスポーツの種目・年間開催数がございましたら、ご教示頂けないでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：体育館を市民利用に限定するものではなく、可能な範囲でプロスポーツも実施できることが望ましいとの趣旨による記載です。 想定として最も有力で現実的なのは、女子バスケットボールリーグ（Wリーグ）山梨クイーンビーズのレギュラーシーズンホームタウンゲームの開催が年間で2日（連続した土日）です。練習やその他種目への波及含まず
25	新体育館におけるイベント内容の想定の確認	要求水準書（案）	45頁	第2章・第2節・1 本施設	「イベント会場等に使用可能な空間を確保」と記載がありますが、この「イベント」としては、例えば市民体育大会など、スポーツ利用を想定したイベントであり、音楽ライブ等の興行を想定したものではないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	付帯施設（付帯事業）の提案要件の確認	要求水準書（案）	55頁	第2章・第2節・1・(3) 提案施設	付帯施設（付帯事業）の提案にあたっても、提案施設と同様に、本項目で示されるア～エの要件のいずれか1つを満たすことが必要であるとの理解で宜しいでしょうか。	付帯施設の要件は、P98に記載の内容です。
27	既存施設の維持管理について	要求水準書	73頁	業務の対象範囲	維持管理業務の対象範囲に、設計・建設段階では手を加えない総合運動場のテニスコート・グラウンド、中央公園の陸上競技場等の施設が含まれています。これらの既存施設の維持管理業務は事業対象外としていただくか、業務仕様を指定していただくことはできないでしょうか。	入札公告時に公表する要求水準書をご参照ください。

令和3年12月1日

No.	議題	資料名	頁	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
28	総括責任者の役割について	要求水準書	75頁	業務実施体制	総括責任者は、設計業務及び建設・工事監理業務においては記載がなく、維維持管理業務及び運営業務にのみ記載がありますが、総括責任者は、SPCと市との窓口としてではなく、施設の館長のような役割を想定されているのでしょうか。 そのうえで、総括責任者と維持管理業務責任者または運営業務責任者の兼務は可能でしょうか。また、総括責任者は本施設等への常駐は必要でしょうか。	前段：要求水準書に記載のとおり、維持管理・運営業務全体を総括する責任者を想定しています。 中段：兼務は不可とします。 後段：総括責任者は非常駐でも可とします。
29	建築物保守管理業務（建築設備保守管理業務）における要求水準の定義について	要求水準書	76頁	建築物保守管理業務	「本施設の完全な運営が可能となるように実施設計図書に定められた所用の性能及び機能を保つこと」とありますが、より具体的な定義をご教示いただけないでしょうか。	本施設の運営に支障がないように性能及び機能を維持してください。 維持管理業務開始時の既存施設の状態（要求水準達成状態での引渡・確認方法等）については、事業開始前に、事業者に調査を実施していただき、協議の場を設けます。
30	維持管理業務開始時における既存施設の原状等	要求水準書	76頁～81	建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、什器･備品等保守管理業務	(1)維持管理業務における市の考え方 ①維持管理業務開始時における既存施設の「原状」等（業務開始に伴う引継ぎ時の原状確認方法等を含む） ②補修に対する市と事業者の負担に対する考え方 ③外構保守、植栽管理レベルの確認 (2)公園の維持管理業務開始時の状態・予算確保の考え方 既存公園の現況を確認したところ、外構は、損傷・破損・変形、腐食・錆、塗装の劣化・剥離、欠落がない状態とするには当初の修繕が相当必要となると思われる。 ①公園は市が修繕を完了した状態で維持管理業務を開始できるか ②維持管理業務を開始後に事業者で修繕をする前提であれば、費用は事業費予算に見込まれているか	(1) ①事業契約締結後、事業者にて、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」に基づく健全度調査を実施していただきます。 ②健全度調査により施設の補修・更新に対する緊急度が高い施設については、本市の責任と費用負担にて補修・更新を行います。 ③現在実施している各業務の仕様書を添付資料として追加します。 (2) ①上記のとおりです。 ②修繕費用は、予定価格に見込む予定です。※既存施設の修繕費として総額等を計上する等、要求水準書を修正します。
31	既存施設の什器備品等の維持管理について	要求水準書	79頁	什器・備品等保守管理業務	既存施設（テニスコート、グラウンド、陸上競技場）の什器・備品等の維持管理（修繕、更新含む）も本事業に含まれるでしょうか。 本事業に含まれる場合は、既存施設で維持管理すべき備品の詳細情報を含むリスト（設置日、金額等の情報含む）を開示していただきたく、開示できない場合は本業務対象外としていただけないでしょうか。	既存施設の什器・備品等の維持管理も本事業に含みますが、修繕、更新については、市との協議によります。また、事業開始前に健全度調査を実施し、管理内容について市と協議して開始します。 既存施設の備品は健全度調査の際に確認してください。

令和3年12月1日

No.	議題	資料名	頁	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
32	維持管理業務における既存施設の取扱い	要求水準書（案）	79頁	第4章・第5節 外構等維持管理業務	整備対象外である「中央公園：陸上競技用トラック及び付帯施設、回遊園路、既存樹木」・「総合運動場：夜間照明器具、囲障施設」等の現況の劣化やハザードの状況を踏まえると、事業期間中の修繕やハザード除去等の日常管理以外の維持管理業務の発生が懸念されます。これを踏まえ、事業開始前または事業期間中に、市にて大規模修繕または改修工事を行う予定はございますでしょうか。改修工事を行う予定がある場合、その内容を開示頂けませんでしょうか。	事業契約締結後、事業者にて、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」に基づく健全度調査を実施していただきます。 健全度調査により施設の補修・更新に対する緊急度が高い施設については、本市の責任と費用負担にて補修・更新を行います。
33	既存施設の植栽管理について	要求水準書	80頁	外構等維持管理業務	既存施設において求められる植栽管理のレベルについて、現状の業務内容含め市の考え方を確認させていただきたい。	現在実施している植栽管理業務の仕様書を添付資料として追加します。
34	警備保安業務について	要求水準書	82頁	警備保安業務	中央公園・総合運動場におけるセキュリティレベルに関する市の考え方を確認させていただきたい。	現況同等のセキュリティレベルを想定しています。機械警備の範囲は、本施設（新設体育館）、韮崎公園（新設）管理棟、中央公園（既存）管理棟が対象です。
35	警備保安業務	要求水準書	82頁	警備保安業務	・警備保安業務に求められるセキュリティレベル、業務範囲 ・トラブル発生時のリスク分担	総合運動場については新設される管理棟のみ、中央公園については、本施設及び既存管理棟（クラブハウスと一体扱い）を機械警備の対象とします。ゲート管理しない場合でも、防犯カメラ等のセキュリティシステムで対応してもらえれば良いです。
36	既存施設の修繕について	要求水準書	83頁	修繕業務	総合運動場の屋外照明設備など、本施設等の改修を行わない範囲の建築物・設備については、大規模修繕であるかに関わらず、計画修繕においても貴市負担としていただけないでしょうか。	総合運動場の屋外照明設備は、市が本事業とは別に更新します。

令和3年12月1日

No.	議題	資料名	頁	該当箇所	民間事業者からの確認内容	回答
37	修繕業務	要求水準書	83頁	修繕業務	「本施設、総合運動場及び中央公園の機能・性能を維持するために必要となる修繕については、『大小問わず』事業者が行う業務に含めるものとする。」との記載の『大小問わず』に対する事業者の要望 要求水準書（案）p7に「建築物、建築設備等に係る大規模修繕は本市が直接行う」とありますが、既存公園の工作物や外構等の修繕に関しては『大小を問わず』ではなく、以下としていただきたい。 ①上限額を設定 （例：1件あたり●万円を超えるものは市が負担など） ②大型遊具やモニュメントの更新は市の費用負担 など	①修繕費の総額は、要求水準に記載する予定です。 ②大型遊具やモニュメントの更新は、大規模修繕に該当するので、市側の費用負担で実施します。
38	避難所機能の確認	要求水準書（案）	88頁	第5章・第1節・7・(7)緊急時（急病・災害等）の対応	本施設を避難所とした際には、最大何名の避難対象者を何日間程度受け容れされる予定でしょうか。	感染症対策時（最大）200人程度（3～7日間）、感染症収束時（最大）800人程度（3～7日間）を想定しています。
39	維持管理業務の業務範囲			資料12　本施設・中央公園整備範囲及び維持管理・運営範囲	・維持管理業務の詳細な業務範囲の確認 （調整池、ミニSL、機関車展示、遊具、野外音楽堂、モニュメント等）	現在実施している各業務の仕様書を添付資料として追加します。
40	機関車展示の維持管理について	第1回実施方針（案）等に関する質問意見回答	7頁	No.62	第1回実施方針（案）等に関する質問意見回答において「機関車保守管理業務」を追加されるとあります。 ・展示物の管理は事業対象外とする ・維持管理業務に含む場合、点検仕様を提示していただく ・補修、修繕については事業対象外とする など、適切な官民リスク分担が行えるよう御配慮いただけないでしょうか。	その様な施設については、本事業では主に点検のみ実施いただき、補修・修繕については、内容と費用負担について協議によります。